

登録後、登録事項等の変更がある場合の手続き

登録の通知を受けた後、登録事項の変更があった場合、相続又は合併があった場合の手続きは以下のとおりです。

(1) 登録事項の変更があった場合

「特定販売業登録申請書」に記載した内容のうち、下記①～⑤の事項に変更があった場合は遅滞なく、税関長に届け出なければなりません。「特定販売業商号等変更届出書」を作成し、変更の事実を証明する書類(法人登記簿の謄本、住民票の抄本等)を添付して、登録先の税関長に提出してください。なお、官公署が証明する書類は、変更を届け出た日から3ヶ月以内に発行されたものとしてください(コピー不可)。

【変更事項】

- ① 商号、名称又は氏名及び住所
- ② 法人の場合、代表者の氏名及び住所
- ③ 未成年者(営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く)又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人である場合においては、その法定代理人(自ら輸入をした製造たばこの販売に係る営業に関し代理権を有する者に限る)の氏名、商号又は名称及び住所
- ③-2 前頁③に規定する法定代理人が法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所
- ④ 営業所の所在地
- ⑤ その他財務省令で定める事項(主たる事務所の所在地、特定販売業の開始予定時期)

(2) 相続、合併又は分割(事業の全部を承継させるものに限る。)があった場合

特定販売業者について、相続、合併又は分割があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により事業の全部を承継した法人は、特定販売業者の地位を承継することができます。必要な様式や添付書類について、税関の担当部門にお問い合わせいただき、遅滞なく承継の届出を行ってください。

なお、特定販売業者の地位を承継しようとする相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により事業の全部を承継した法人が、たばこ事業法第13条各号(◆お知らせ◆製造たばこに関する特定販売業の登録手続きについて 3頁「誓約書の備考欄」参照)のいずれかに該当するときは承継することができません。ただし、相続人については、相続後60日間に限り、引き続きその在庫に係る製造たばこの販売を業として行うことができますので、継続の届出に必要な様式や添付書類について、税関の担当部門にお問い合わせください。